

# 行政評価の概要について



事務事業評価（29年度）における事業課ヒアリングの様子

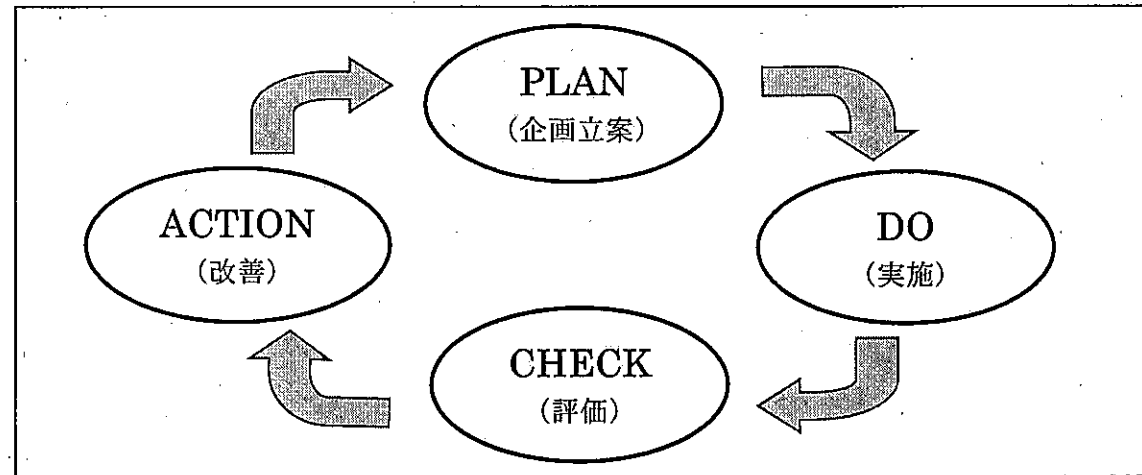
# 1 行政評価とは

## (1) 概要

行政評価とは、行政機関の活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的とした一つの手法です。

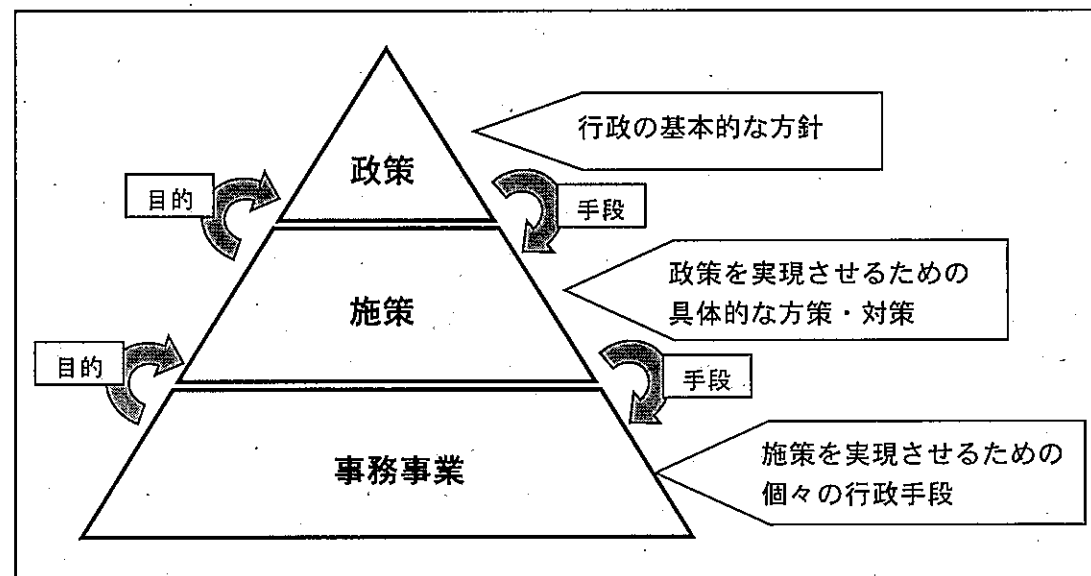
行政が実施する政策、施策及び事務事業について、「いかに成果があがったか」、「いかに効率的な行政サービスを提供できたか」という視点から客観的に評価を行います。

【行政評価を取り入れた行政サイクル】

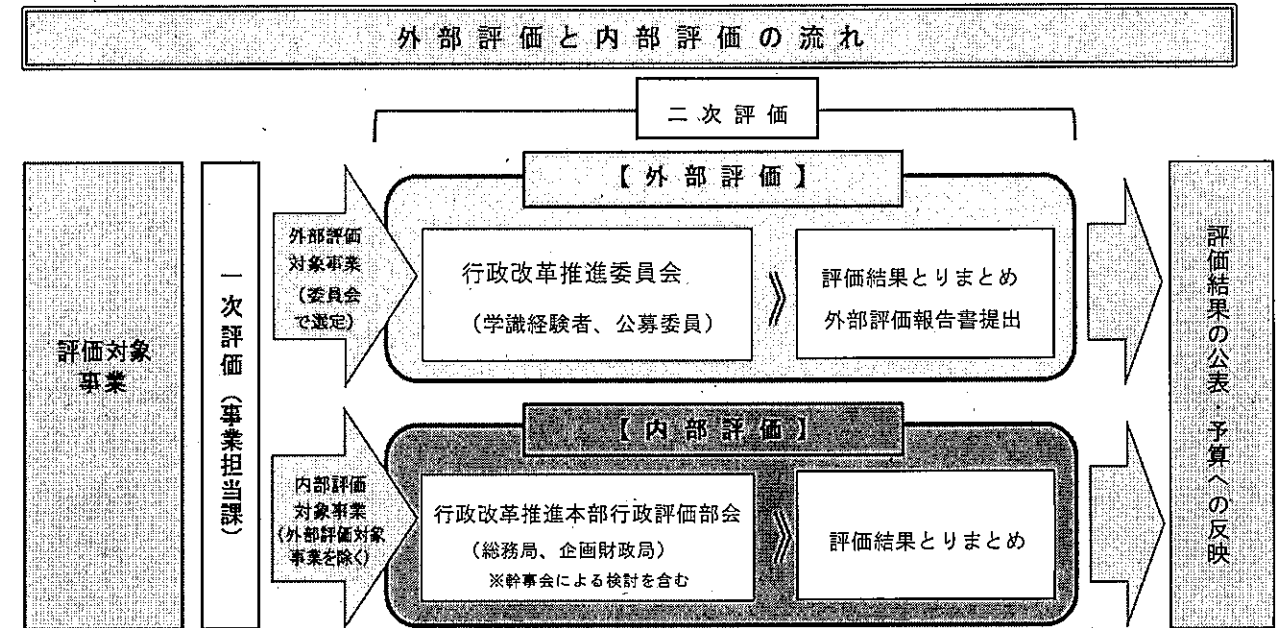


一般的に行政活動は、「政策」－「施策」－「事務事業」という三層構造でとらえることができ、これらが相互に「目的」－「手段」の関係を持ちながら一つの体系を形成しています。

【行政活動の三層構造】



## 【外部評価と内部評価の流れ】



## (2) これまでの実施状況

### ① 第四次総合計画期間

年度	区分		評価事業数等
16	事務事業評価	内部評価	482
17			367
18	事務事業評価	内部・外部評価	304(外部:34 内部:270)
19			350(外部:38 内部:312)
20			266(外部:36 内部:230)
21	政策・施策評価	外部評価	外部:6政策・21施策

### ② 第五次総合計画期間

年度	区分		評価事業数等
24	事務事業評価	内部・外部評価	181(外部:35 内部:146)
25			198(外部:32 内部:166)
26			211(外部:32 内部:179)
27	施策評価	外部評価	外部:24施策
28	-	-	-
29	事務事業評価	内部・外部評価	81(外部:12 内部:69)
30			85(外部:約10、内部:約75)
31	政策・施策評価	外部評価	-

2 鹿児島市の行政評価

鹿児島市の行政評価には、事務事業評価と政策・施策評価の2種類があります。

(1) 事務事業評価

① 一次評価

事業担当課による評価を実施

② 二次評価

区分	評価組織	事業の選定	事業数	備考
外部評価	行政改革推進委員会	委員会が選定	約10事業	事業課ヒアリング実施
内部評価	行政評価部会・同幹事会	上記以外	上記以外	必要に応じ、事業課ヒアリング実施

【外部評価】

(1) 実施の目的

行政評価の客観性及び透明性を高める。

(2) 評価の対象（30年度）

① 第五次総合計画の単位施策ごとに重要性・優先性の高い85事業を対象とする。

（3・4ページの平成30年度事務事業評価対象事業一覧を参照）

② ①の中から行政改革推進委員会で任意に10事業程度を選定する。

(3) 評価実施体制

行政改革推進委員会

(4) 評価の方法

評価資料をもとに事業担当課へヒアリングを行い、概算コストや主な指標等のデータをもとに、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、評価を行います。

<評価の視点>

視 点	内 容
必要性	事業の必要性は高まっているか、市以外に実施主体はないか
有効性	指標の達成度や成果向上への見直し等は妥当か
効率性	事業手法、事業の統合、コスト縮減の工夫は妥当か
公平性	受益者負担は適切か

<評価資料の構成>

事務事業名、事業概要、概算コスト、活動指標及び成果指標 ほか

<評価区分>

評価区分	内 容
A：継続	引き続き改善・工夫に努めながら継続する
B：見直し	事業の実施方法等を見直す必要がある
C：統合	事業の統合を検討すべき
D：縮小	事業規模を縮小する必要がある
E：休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
F：廃止	制度自体を廃止すべき
G：終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

<第五次総合計画における平成29年度・30年度の評価対象割振>

基本目標	基本施策	29年度	30年度
1	市民と行政が拓く、協働と連携のまち【信頼・協働政策】		
	1 地域社会を支える協働・連携の推進	○	
	2 自主的・自立的な行財政運営の推進	○	
	2 水と緑が潤く人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】		
	1 低炭素社会の構築		○
	2 循環型社会の構築	○	
	3 うるおい空間の創出		○
	4 生活環境の向上	○	
3	人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】		
	1 地域特性を生かした観光・交流の推進		○
	2 中心市街地の活性化		○
	3 地域産業の振興	○	
	4 農林水産業の振興		○
	4 健やかに暮らせる安全で安心なまち【すこやか安心政策】		
	1 子育て環境の充実	○	
	2 高齢化対策の推進		○
	3 きめ細かな福祉の充実		○
	4 健康・医療の充実	○	
	5 生活の安全性の向上	○	
	6 総合的な危機管理・防災力の充実		○
5	学ぶよびが広がる誇りあるまち【まなび文化政策】		
	1 学校教育の充実		○
	2 生涯学習の充実		○
	3 市民文化の創造		○
	4 スポーツ・レクリエーションの振興		○
	5 人権尊重社会の形成		○
	6 市民生活を支える機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】		
	1 機能性の高い都市空間の形成		○
	2 快適生活の基盤づくり	○	
	3 市民活動を支える交通環境の充実	○	

《平成30年度事務事業評価対象事業一覧(85事業)》

基本 目標	基本 施策	単 位 No.	第3期 0-1 の カ	事業名	局	担当課名
2 水と緑が輝く 人と地球にやさしいまち【うるおい環境政策】						
2	1			低炭素社会の構築		
2	1	1		温室効果ガスの排出抑制		
		1	継続	電気自動車普及促進事業	環境局	再生可能エネルギー推進課
		2	継続	環境対応車導入推進・普及啓発事業	環境局	再生可能エネルギー推進課
		3	継続	環境対応車普及促進対策補助事業	環境局	再生可能エネルギー推進課
2	1	2		再生可能エネルギーの利用促進		
		4	継続	新南部清掃工場(ごみ焼却施設・バイオガス施設)整備・運営事業	環境局	南部清掃工場
		5	継続	ゼロエネルギー住宅等整備促進事業	環境局	再生可能エネルギー推進課
2	1	3		エコスタイルへの転換		
		6	継続	かごしま環境未来館管理運営事業	環境局	環境政策課
		7	継続	電動アシスト自転車普及促進事業	環境局	再生可能エネルギー推進課
		8	継続	環境管理事業所サポート事業	環境局	環境保全課
2	3			うるおい空間の創出		
2	3	1		生物多様性の保全		
		9	継続	生物多様性地域戦略推進事業	環境局	環境保全課
		10	継続	自然保護事業	環境局	環境保全課
2	3	2		緑の保全と花や緑の充実		
		11	継続	城山公園自然の森再生事業	建設局	公園緑化課
		12	継続	花と緑のいきいき事業	建設局	公園緑化課
2	3	3		公園緑地の充実		
		13	継続	都市公園再整備事業	建設局	公園緑化課
		14	継続	都市公園安心安全対策推進事業	建設局	公園緑化課
3 人が行き交う 魅力とにぎわいあふれるまち【にぎわい交流政策】						
3	1			地域特性を生かした観光・交流の推進		
3	1	1		観光・コンベンションの振興		
		15	継続	観光かごしま大キャンペーン推進事業	観光交流局	観光プロモーション課
		16	継続	観光印刷物等活用宣伝事業	観光交流局	観光プロモーション課
		17	継続	錦江湾潮風フェスタの開催	観光交流局	観光振興課
3	1	2		世界文化遺産やジオパーク等を活用したインバウンド観光の推進		
		18	継続	“世界を視野に”外国人観光客誘致宣伝事業	観光交流局	観光プロモーション課
		19	継続	外国人観光客受入事業	観光交流局	観光プロモーション課
3	1	3		国際交流の推進		
		20	継続	姉妹友好都市等との交流事業	総務局	国際交流課
		21	継続	青少年の翼事業	総務局	国際交流課

3	1	4		スポーツ・ツーリズムの推進		
		22	継続	かごしまソフトバレーボール大会の開催	観光交流局	スポーツ課
		23	継続	合宿・大会誘致推進補助事業	観光交流局	スポーツ課
3	1	5		グリーン・ツーリズムの推進		
		24	継続	観光農業公園管理運営事業	観光交流局	グリーンツーリズム推進課
		25	継続	ぐるっとかごしまスタンプラリー事業	市民局	吉田・桜島・暮入・松元・郡山支所総務市民課
3	2			中心市街地の活性化		
3	2	1		にぎわい創出と回遊性の向上		
		26	継続	中心市街地活性化推進事業	産業局	産業政策課
		27	継続	街なかサービス推進事業	産業局	産業支援課
3	2	2		都市型観光の振興		
		28	継続	鹿児島ぶらりまち歩き推進事業(再)	観光交流局	観光プロモーション課
		29	継続	天文館ミリオネーションの開催(再)	観光交流局	観光振興課
3	2	3		商業・業務機能の集積促進		
		30	継続	頑張る商店街支援事業(再)	産業局	産業支援課
		31	継続	新規創業者等育成支援事業(再)	産業局	産業創出課
3	4			農林水産業の振興		
3	4	1		活力ある農業・農村の振興		
		32	継続	農村女性等活動支援事業	産業局	生産流通課
		33	継続	受精卵移植事業	産業局	生産流通課
		34	継続	遊休農地活用推進事業	産業局	農政総務課
3	4	2		多様な機能を持つ森林の育成		
		35	継続	森林資源整備事業	産業局	生産流通課
		36	継続	森林保護事業	産業局	生産流通課
3	4	3		豊かな漁場造成と生産基盤の充実		
		37	継続	漁業生産基盤整備事業	産業局	生産流通課
		38	継続	海づり公園管理事業	産業局	生産流通課
4 健やかに暮らせる 安全で安心なまち【すこやか安心政策】						
4	2			高齢化対策の推進		
4	2	1		生きがい対策の充実		
		39	継続	敬老バス交付事業	健康福祉局	長寿支援課
		40	継続	すこやか長寿まつりの開催	健康福祉局	長寿支援課
4	2	2		高齢者福祉の充実		
		41	継続	高齢者のしおり作成事業	健康福祉局	長寿支援課
		42	継続	後期高齢者長寿健診事業	健康福祉局	長寿支援課
4	2	3		介護保険事業の充実		
		43	継続	高齢者いきいきポイント推進事業	健康福祉局	長寿あんしん課
		44	継続	介護給付適正化事業	健康福祉局	介護保険課

4	3	きめ細かな福祉の充実			
4	3	1 地域福祉の推進			
		45 継続 地域福祉推進事業	健康福祉局	地域福祉課	
		46 継続 民生委員児童委員活動促進事業	健康福祉局	地域福祉課	
4	3	2 障害者福祉の充実			
		47 継続 ゆうあいガイドブック作成事業	健康福祉局	障害福祉課	
		48 継続 ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業	健康福祉局	障害福祉課	
		49 継続 市民福祉手当（障害者・児）支給事業	健康福祉局	障害福祉課	
4	3	3 社会保障制度の円滑な運営			
		50 継続 特定健康診査・特定保健指導事業	市民局	国民健康保険課	
		51 継続 被保護者就労支援事業	健康福祉局	保護第一課	
		52 継続 被保護者自立促進事業	健康福祉局	保護第一課	
4	6	総合的な危機管理・防災力の充実			
4	6	1 機動的な危機管理体制の充実			
		53 継続 原子力災害対策事業	危機管理局	危機管理課	
		54 継続 危機管理セミナーの開催	危機管理局	危機管理課	
4	6	2 市民と取り組む防災対策の推進			
		55 継続 民間建築物耐震化促進事業	建設局	建築指導課	
		56 継続 災害時食糧等物資備蓄事業	健康福祉局	地域福祉課	
4	6	3 質の高い消防・救急の充実			
		57 継続 応急手当普及啓発推進事業	消防局	警防課	
		58 継続 安心安全マイホームの推進事業	消防局	予防課	
4	6	4 流域と一体となった治水対策の推進			
		59 継続 公共下水道事業	建設局	河川港湾課・区画整理課・吉野区画整理課 ・谷山都市整備課・谷山建設課	
		60 継続 水路等新設改良事業	建設局	河川港湾課・道路建設課・谷山建設課	
4	6	5 総合的な桜島爆発・降灰対策の推進			
		61 継続 克灰袋配布事業	環境局	環境衛生課	
		62 継続 桜島降灰対策事業	産業局	産業支援課	
		63 継続 町内会降灰除去機購入費補助事業（再）	市民局	地域振興課	
5		学ぶよこびが広がる 誇りあるまち【まなび文化政策】			
5	1	学校教育の充実			
5	1	1 心を育む教育の推進			
5	1	2 個性と能力を伸ばす教育の推進			
		64 継続 私立幼稚園障害児教育補助事業	健康福祉局	保育幼稚園課	
		65 継続 私立幼稚園等の運営に対する助成事業	健康福祉局	保育幼稚園課	
5	1	3 体育・健康・安全の充実			
		66 継続 地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業（再）	危機管理局	安心安全課	

5	1	4 信頼される学校づくりの推進			
5	1	5 学びを支援する教育環境の充実			
		67 継続 私立幼稚園施設・設備整備等助成事業	健康福祉局	保育幼稚園課	
		68 継続 私立学校に対する助成	総務局	総務課	
5	2	生涯学習の充実			
5	2	1 青少年の健全育成			
5	2	2 家庭・地域の教育力の向上			
5	2	3 生涯学習環境の充実			
5	3	市民文化の創造			
5	3	1 文化振興			
		69 継続 鹿児島芸術鑑賞事業	市民局	文化振興課	
		70 継続 児童文学振興事業	市民局	文化振興課	
		71 継続 近代文学館・メルヘン館管理運営事業	市民局	文化振興課	
5	3	2 文化財の保護と活用			
5	4	スポーツ・レクリエーションの振興			
5	4	1 生涯スポーツの推進			
5	4	2 競技スポーツの推進			
		72 再掲 全日本少年サッカー大会決勝大会開催支援事業（再）	観光交流局	スポーツ課	
		73 再掲 ビーチバレーボール大会の開催（再）	観光交流局	スポーツ課	
5	5	人権尊重社会の形成			
5	5	1 人権の尊重			
		74 継続 人権啓発活動事業	市民局	人権啓発室	
		75 継続 人権啓発事業	市民局	人権啓発室	
5	5	2 男女共同参画の推進			
		76 継続 男女共同参画センター運営事業	市民局	男女共同参画推進課	
		77 継続 サンエールフェスタの開催（再）	市民局	男女共同参画推進課・生涯学習課	
5	5	3 平和意識の醸成			
		78 継続 平和都市宣言啓発事業	総務局	総務課・図書館	
		79 継続 平和都市宣言30周年事業	総務局	総務課	
6		市民生活を支える 機能性の高い快適なまち【まち基盤政策】			
6	1	機能性の高い都市空間の形成			
6	1	1 きめ細かな土地利用の推進			
		80 継続 都市計画関連事業	建設局	都市計画課	
		81 継続 地籍調査事業	建設局	道路管理課	
6	1	2 個性と魅力ある都市空間の創出			
		82 継続 中央町19・20番街区市街地再開発事業	建設局	市街地まちづくり推進課	
		83 継続 土地区画整理事業の推進	建設局	区画整理課・吉野区画整理課 ・谷山都市整備課	
6	1	3 豊かで多様なウォーターフロントの形成			
6	1	4 魅力ある都市景観の形成			
		84 継続 屋外広告物による景観まちづくり事業	建設局	都市景観課	
		85 継続 地域景観掘り起こし事業	建設局	都市景観課	

【内部評価】

(1) 実施の目的

- ア 本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進
- イ 成果重視型の行政運営の実現
- ウ 市民への説明責任の確保

(2) 評価の対象

- ① 第五次総合計画の単位施策ごとに重要性・優先性の高い85事業とする。
- ② ①の中から、外部評価対象事業を除くものを内部評価の対象とする。

(3) 評価実施体制

行政改革推進本部行政評価部会（総務局長、企画財政局長等で構成）

(4) 評価の方法

概算コスト等のデータをもとに、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から評価を行います。

<評価資料の構成>

事務事業名、事業概要、概算コスト、活動指標及び成果指標 ほか

<評価区分>

A：継続、B：見直し、C：統合、D：縮小、E：休止、F：廃止、G：終了

(2) 政策・施策評価（次回は、31年度に実施予定）

① 対象

政策評価：総合計画の基本構想に示す基本目標

施策評価：総合計画の基本計画に示す基本施策

② 評価方法

それぞれの政策・施策について、「達成度」と「今後の方向性」という2つの観点から行政内部による自己分析を行い、それらを踏まえて、第三者機関（鹿児島市行政改革推進委員会）が市民の視点から評価を行う。

(参考)

1 平成29年度行政評価対象事業の改善状況

(1) 外部評価（行政改革推進委員会）

① 29年度評価結果及び改善状況（総括表）

区分	評価区分	事業数	対応済み	時間を要す事業
外部評価	見直し	4	3	1
	縮小	1	0	1
	継続	7	-	-
	計	12	3	2

② 評価結果総括表（基本施策別内訳）

基本施策	A:継続	B:見直し	C:統合	D:縮小	E:休止	F:廃止	G:終了	合計	事業見直し率(B~G)
1-1 地域社会を支える協働・連携の推進		1						1	100.0%
1-2 自主的・自立的な行政運営の推進	3							3	0.0%
2-2 循環型社会の構築								0	
2-4 生活環境の向上		1						1	100.0%
3-3 地域産業の振興	1	1						2	50.0%
4-1 少子化対策・子育て支援の推進	2			1				3	33.3%
4-4 健康・医療の充実								0	
4-5 生活の安全性の向上	1							1	0.0%
6-2 快適生活の基盤づくり								0	
6-3 市民活動を支える交通環境の充実		1						1	100.0%
合計	7	4	0	1	0	0	0	12	41.7%
	58.3%	33.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	

③ 改善状況

(i) 見直し等の評価を受けた事業のうち、現時点で改善等を行ったもの（3事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	3	町内会設立・加入きっかけづくり支援事業	地域コミュニティの形成のために、町内会は重要な活動主体であり、加入促進は必要な事業であるが、加入率が向上していないことから、問題点を検証し、町内会が行う加入促進活動が効果的となるよう支援策を見直す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入促進活動の効果的な支援策として、30年度に戸別訪問時のQ&amp;Aや事例紹介などを記載した町内会加入促進ハンドブックを作成し、全町内会に配布することとしている。</li> <li>30年1月には、加入促進に係る補助制度未利用の町内会に、利用を促す案内チラシを送付し、利用促進を図った。</li> </ul>
		クリエイティブ産業創出支援事業	クリエイティブ産業の振興を図るために必要な事業であるが、さらなる成果向上に向け、スピーディーな商品化やその後の販路拡大につながる支援を行うなど、事業内容を見直す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スピーディーな商品化へつながるよう、二次審査時(29年11月)に審査員からのアドバイスを直接伝えるため審査員と企業経営者との意見交換会を新たにを行った。</li> <li>30年度はさらなる改善が行えるよう、受託業者と検討を行うこととしている。</li> <li>販路拡大については、商品化した製品の展示・販売(29年12月・城山観光ホテル表彰式会場内30年2月・特産品協会かごしまブランドショップ)、HPやSNS等の活用による紹介などを行い、周知広報の拡大に努めたほか、首都圏等への販路拡大につながるセミナー等を開催することとしている。</li> </ul>
		東白浜～黒神口間バス運行負担金	地域住民の公共交通手段を確保するために必要な事業であるが、利用者数が減少し、利用者1人当たりの運行コストが増加していることから、住民の利便性とコストのバランスを考慮しながら、運行計画を見直す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のとおり、30年7月1日より運行計画を見直すこととした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①黒神口発着4往復のうち1往復を塩屋ヶ元発着とする。</li> <li>②塩屋ヶ元発着の最終便1往復を廃止する。</li> <li>③古河良経由6便のうち2便を減らす。</li> </ul> </li> <li>これにより、現行の1日あたりの運行便数19便(9.5往復)のうち、2便(1往復)を減便</li> </ul>
計	3			

(ii) 対応に時間を要するもの（2事業）

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	1	美しいまちづくり推進事業	生活環境の向上を図り、美しいまちづくりを推進するために必要な事業であるが、まち美化推進団体等の認定数が伸び悩んでいることから、認定団体等のさらなる増に向けて、未認定団体へ個別に働きかけるなど、見直しを行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年度に清掃活動等を行っている民間の団体に個別に案内文書を送付することとしている。</li> <li>認定されるメリットなど動機付けの仕組みについては、今後検討を行うこととしている。</li> </ul>
縮小	1	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターは育児不安を解消し、子どもの育成を支援するために必要であるが、すこやか子育て交流館・親子つどいの広場の整備に伴い、配置の重複や利用者数の減少が見られることから、効率的かつ合理的な配置とすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果を踏まえ、配置や選定の方法、委託期間等の検討、事業所への周知期間や募集期間等の時間が必要なことから、30年度に検討を行い、31年度に募集、選定をした上で、32年度から新たな区域で設置を行うこととしている。</li> </ul>
計	2			

(2) 内部評価（行政改革推進本部行政評価部会・同幹事会）

① 29年度評価結果及び改善状況（総括表）

区分	評価区分	事業数	対応済み	時間を要す事業
内部評価	見直し	13	5	8
	終了	3	3	0
	継続	53	-	-
	計	69	8	8

② 評価結果総括表（基本施策別内訳）

基本施策	評価区分							合計	事業見直し率(B~G)
	A:継続	B:見直し	C:統合	D:縮小	E:休止	F:廃止	G:終了		
1-1 地域社会を支える協働・連携の推進	2	2						4	50.0%
1-2 自主的・自立的な行政運営の推進	6	1						7	14.3%
2-2 循環型社会の構築	2	3						5	60.0%
2-4 生活環境の向上	6							6	0.0%
3-3 地域産業の振興	7	2						9	22.2%
4-1 少子化対策・子育て支援の推進	4	1						5	20.0%
4-4 健康・医療の充実	4	3						7	42.9%
4-5 生活の安全性の向上	10							10	0.0%
6-2 快適生活の基盤づくり	8	1						9	11.1%
6-3 市民活動を支える交通環境の充実	4						3	7	42.9%
合計	53	13	0	0	0	0	3	69	23.2%
	76.8%	18.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	100%	

③ 改善状況

(i) 見直し等の評価を受けた事業のうち、現時点で改善等を行ったもの(8事業)

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	5	コミュニティ活動推進講座	地域の人材育成や地域コミュニティの活性化を図るために必要な事業であるが、講座の受講率が低いことから、受講促進に向け、広報周知等の工夫や開催時期を第1四半期(4月~6月)に変更するなど、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催時期について、これまで8月以降に実施していたものを、6~7月にパソコン講座、8~9月にまちづくり講座を実施することとした。</li> <li>広報周知については、市民のひろばでの周知のほか、募集時期が変わることを踏まえ、町内会向けのその他研修会や8月の町内会加入促進月間などの機会を捉えて周知することとした。</li> </ul>
		個人番号カード交付事業	行政サービス及び市民の利便性の向上を図るために必要な事業であるが、交付枚数率が全国平均及び県平均より低いことから、交付申請の促進に向け、広報周知策等を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の関係各課の窓口等にマイナンバーカードの広報チラシを配置</li> <li>マイナンバーカードの交付業務を実施する毎月第2日曜日に、国から無償貸与されたタブレット端末を利用して、同カードの申請支援を実施</li> <li>今後の対応としては、他の行政機関の窓口等への広報チラシの配置を検討中</li> </ul>
		リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進事業	3Rの意識啓発と実践活動の推進を図り、ごみの減量化及び資源化率を向上するために必要な事業であるが、ごみ・資源物の排出量が目標に達していないことから、分別説明会やごみ分別アプリのさらなる活用など、広報周知策等を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの減量化・資源化の推進に向けた一人1日あたりの家庭ごみ量100g減量の目標値や目標年度について積極的に周知を行っていき、市民のごみ減量への意識向上を図ることとしている。</li> <li>分別説明会やイベントなど、様々な機会を捉えて、ごみ分別アプリの利用者増に努めていくとともに、目標年度設定後には、目標年度の広報や、目標達成までの減量値や期間を随時、アプリでお知らせするなど市民の意識・啓発を図ることとしている。</li> <li>ごみ分別の周知を図るため、30年度中にごみ出しガイドブックを各家庭に送付することとしている。</li> <li>30年度分別説明会 実施見込100回</li> </ul>
		食生活改善推進事業	ボランティアによる食生活を通じた市民の健康づくりを推進することは必要であるが、食育推進計画の数値目標に掲げた食生活改善推進員数が減少傾向であることから、増員に向け、推進員の活躍の場を増やし、よりやりがいのある活動内容とするなど、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>活躍の場を増やすため、お通者クラブの年間計画に、食生活改善推進員が関わられる機会を組み入れてもらうよう、申し入れを実施した。</li> <li>活動歴の短い推進員の退会が多いことから、養成講座のカリキュラム及び、推進員になった後の新人研修の内容を見直した。(以下)</li> <li>30年度から養成講座のカリキュラムの調理実習の回数を減らし、新人研修(活動歴3年未満の推進員を対象)での調理実習の回数を増やした。</li> <li>お互いの交流や活動内容の確認、伝達内容の確認を行うなど、推進員同士のコミュニケーションがとれるように工夫した。</li> </ul>
		企業立地推進事業	産業振興、市民の就業機会の創出のために必要な事業であるが、23年3月に策定した企業立地推進方針に掲げる「成長分野に関連する新産業(環境、健康)」の企業立地が進んでいないことから、企業訪問、情報発信などが効果的となるよう事業手法を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに健康等の成長分野企業を対象に加えてアンケート調査を実施することとしており、企業立地につなげるよう努める。(アンケート調査委託料 2,600千円)</li> </ul>
終了	3	鹿児島港新港区の再整備促進	新港区におけるフェリー利用者の安全性の確保及び荷役作業の効率化等を図るため、国及び港湾管理者の県が施行する鹿児島港新港区の整備に対し、事業費の一部を負担してきたが、30年度で整備が終了することから、本事業は終了とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は30年度の整備終了を予定</li> </ul>
		谷山地区連続立体交差事業	鉄道の高架化により都市生活の安全性・快適性の向上を図るとともに、高架下等の整備により、徒歩・自転車による交通結節点へのアクセス性の向上を図るため実施してきたが、31年度で整備が終了することから、本事業は終了とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は31年度の整備終了を予定</li> </ul>
		桜島港フェリー施設整備事業	利用者の利便性の向上を図るとともに、フェリーの安全・快適な運航を提供するために施設整備を実施してきたが、31年度で整備が終了することから、本事業は終了とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は31年度の整備終了を予定</li> </ul>
計	8			

(ii) 対応に時間を要するもの(8事業)

評価区分	事業数	事務事業名	評価内容	主な見直し内容
見直し	8	町内会パワーアップ事業	町内会への加入促進や活動の活性化を図るために必要な事業であるが、行事等への学生派遣については、利用されていないことから、町内会と学生のマッチングの促進に向け、町内会のニーズ把握や学生登録団体の増を図るなど、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生登録団体については、現在7団体あり、30年度も引き続き、大学・短大を通じて募集を行う。</li> <li>派遣実績については、28年度は事業初年度で、派遣体制を整えたのが町内会行事をほぼ終えていた時期(12月)であったため利用につながらなかったところであるが、29年度は町内会から10件程度相談を受けており(うち、29年9月に1件派遣)、町内会からの要望についても相談対応する中で把握し、利用促進を図っていく。</li> </ul>
		資源物回収活動の活性化推進事業	市民のリサイクル活動を促進するとともに、地域の連携や環境意識の向上を図るために必要な事業であるが、回収量が減少傾向であることから、地域における実施時期の調整や団体間の連携を促進するなど回収量の増につながるよう、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年7月開催予定の地域振興課主催のコミュニティ研修会等も活用し、団体間の実施時期の調整等について、呼びかけを行い、団体間の連携を促進することとしている。</li> </ul>
		小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法に基づき、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進を図っていくために必要な事業であるが、回収量が目標値に達していないことから、回収ボックスの設置箇所数の増も含め、配置のあり方や広報周知策等を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置個所の増については、費用の掛からない簡易的なボックスを作成し、地域福祉館等に設置する方向で関係課と調整中であるが、実施時期等については未定である。</li> <li>本事業が東京オリンピックの「みんなのメダルプロジェクト」に参加していることを記載したチラシを説明会で配布し、回収量増を図ることとしている。</li> </ul>
		愛の福祉基金事業	篤志家からの善意をひとり親家庭等の福祉増進に役立てる事業であり、必要であるが、基金の活用策については、図書カードの贈呈が長年続いていることから、さらに有効な活用となるよう見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年度に行った子どもの生活に関するアンケート調査の結果を踏まえ、今後関係課と取組を検討するなかで、協議することとしている。</li> </ul>
		市民健康まつりの開催	健康の重要性及び定期健診等の必要性に関する市民の認識を深めるために必要な事業であるが、来場者数が減少していることから、来場者増につながるよう実行委員会において実施内容や周知方法などイベントのあり方を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代などの来場者増に向けた取組として、周知・広報の方法の検討や31年度へ向けた内容の検討を実行委員会で行うよう事務局へ依頼した。</li> </ul>
		食育推進事業	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事業であるが、食育推進支援員の派遣回数が減少傾向であることから、食に関する情報発信が図られるよう広報周知策等を見直すべきである。 なお、今年度実施する市民意識調査の結果を踏まえた食育に関する効果的な施策を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現食育推進計画は期間が終了となることから、平成29年度に実施した市民意識調査の結果をもとに、4月からその最終評価及び次期計画策定を庁内外会議により検討している。</li> <li>食育推進支援員の派遣については、関係機関や団体等にチラシを配布するなど、積極的な広報周知に努めている。</li> </ul>
		ものづくり職人人材マッチング事業	ものづくり分野の人材不足が深刻化する中、当該分野での就職・起業につなげるために必要な事業であり、有効求人倍率も上昇してきているが、求職登録数が減少傾向にあることから、マッチング後の就業状況のさらなる周知を図るなど登録者の増につながるよう、見直しを行うべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職登録数が減少傾向にあるとの指摘を受けて、30年度においては、ホームページやSNSなどを活用した情報発信の強化など、登録者増加に資する取組を委託事業に盛り込み事業を実施することとしている。</li> </ul>
		安全安心住宅ストック支援事業	住宅の耐震化や長寿命化、質の向上とともに、子育て・高齢者等世帯の住環境の改善を図るため必要ではあるが、リフォーム補助は、一定の成果が得られていることから、必要性も含めた制度のあり方を見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リフォーム補助は、地方創生総合戦略の計画期間に合わせて31年度まで実施し、その後の制度のあり方について、今後見直しを検討することとしている。</li> </ul>
計	8			



## 2 鹿児島市行政評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るために行政評価を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策 総合計画の基本構想に示す基本目標をいう。
- (2) 施策 総合計画の基本計画に示す基本施策をいう。
- (3) 事務事業 総合計画の事務事業体系表に記載された事業のうち、政策的要素の強いものをいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、政策、施策及び事務事業とする。

(行政評価の種類)

第4条 行政評価の種類は、次のとおりとする。

- (1) 政策・施策評価
- (2) 事務事業評価

(行政評価の実施方法)

第5条 行政評価の実施方法は、次の各号に掲げる行政評価の種類に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 政策・施策評価 事業担当局による分析を踏まえて、第8条に定める第三者機関の評価により行うものとする。
- (2) 事務事業評価 事業担当課における一次評価及び一次評価の結果を踏まえて、総務局長、企画財政局長、総務局総務部長、企画財政局企画部長及び企画財政局財政部長により構成する行政改革推進本部行政評価部会が行う二次評価により行うものとする。

(結果の公表)

第6条 行政評価の結果については、公表するものとする。

(結果の活用)

第7条 政策・施策評価は、新たな総合計画の策定の検討に活用するものとし、事務事業評価は、総合計画の進行管理に活用するとともに、予算編成作業に反映させるものとする。

(第三者による評価)

第8条 行政評価の客観性及び透明性を高めるための第三者による評価は、別に定める鹿児島市行政改革推進委員会が行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。